

扶桑町監査公表第4号

随時（財産管理）監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項に基づき、財産の管理状況の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年6月24日

扶桑町監査委員 岩本幸松

扶桑町監査委員 矢嶋恵美

## 1. 監査の対象

- (1) 中央公民館
- (2) 扶桑町図書館

## 2. 監査実施日

平成26年5月30日(金)

## 3. 監査の方法

扶桑町行政財産のうち、上記施設を抽出し施設が適切に管理されているかについて、施設の管理状況調書、財産台帳、関係諸帳簿等の提出を求め関係職員の説明により、書類審査及び現地調査を実施した。

## 4. 施設の概要

### (1) 中央公民館

所在地 扶桑町大字高木字稲葉63番地

概要 昭和55年に新築取得し、平成15年に増設した。耐震補強を含む大規模改修工事を平成19年に実施した。

鉄筋コンクリート造陸屋根3階建である。

土地面積は3,186.81㎡である。建物面積は1,547.82㎡である。

### (2) 扶桑町図書館

所在地 扶桑町大字高雄字福塚183番地1

概要 昭和62年に新築取得した。

鉄筋コンクリート造陸屋根2階建である。

土地面積は3,574.29㎡である。建物面積は1,535.23㎡である。

## 5. 監査の結果及び意見

監査の結果、全体として施設は整備され清掃も行き届いており、おむね良好に管理され運営されていた。なお、次の点については適切に処理されたい。

### 中央公民館

- (1) 機械室等附属の各部屋に使用しない備品、使用頻度の少ない備品が保管されており処分を検討すべきである。

### 図書館

- (1) 全く使用されない物品が保管されており、処分を検討すべきである。
- (2) 消防法の規定を受けないため、防火訓練実施がないが公共施設であり実施すべきである。
- (3) 空調設備について、保守・点検・整備とされているが経年劣化も含め時代に合った空調環境整備が望まれる。